

令和 5 年度

豊川市農業施策に関する意見書

豊川市農業委員会

豊川市農業施策に関する意見書

日頃より、農業委員会の運営に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

我々農業者を取り巻く環境は、少子高齢化による担い手不足、肥料価格高騰による農業経営の圧迫、地球温暖化の進展による農作物の減産等により、大きく変化しています。このような、農業経営に直結する様々な問題により農業従事者は減少し、耕作放棄地の増大を招くという深刻な状況が続き、早急な対策が必要となっています。

農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり「農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止」「新規参入の促進」に関する取り組みを進めています。その取り組みの一つが、市が策定を進めている地域の農地利用の将来像を描く「地域計画」に必要となる農地1筆ごとに将来の利用者を明確化した目標地図の素案作成であり、担い手や関係機関と地域ごとで話し合いを行い、目標地図作成に取り組んでいるところです。

つきましては、市と農業委員会が一体となって農地利用の最適化を推進し、本市農業の持続的発展と農業経営の安定及び向上を図るため、積極的な施策を講じられるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

令和5年7月10日

豊川市長 竹本幸夫様

豊川市農業委員会
会長 権田展健

1 担い手への農地の集積・集約化について

担い手である農業者が効率よく安定した農業経営を行うには、農地中間管理事業や多面的機能支払制度など、優良農地を確保する制度を活用し、基盤整備の推進を図り、利用しやすい農地とする必要があります。

そのためには、市や県、農業協同組合、土地改良区など、関係機関との連携を強固なものとする体制構築を要望するとともに、地域計画の実現に向けた話し合いの場で得た意向を踏まえ、地域の実情に合った農地の集積・集約化を促進する支援を講じていただくよう要望します。

2 耕作放棄地の発生防止・解消及び有害鳥獣対策について

一度、耕作放棄地となった農地を再生するには、多くの費用と時間がかかるため、耕作放棄地対策協議会が支援する再生活動に資する補助制度の拡充を行い、担い手や新規就農者などの負担軽減を図り、積極的な耕作放棄地の借り受けを推進してください。

また、耕作放棄地化した農地は、残土置場や資材置場等の違反転用となりやすいため、土地所有者等に対する違反転用の措置等の周知徹底を図るとともに、早期発見・早期是正に取り組むため、県や市など関係機関が協力や支援を行うことを要望します。

また、有害鳥獣が与える農作物への被害は、農業者の生産意欲を低下させる収入減少を招き、農地を耕作放棄地化させてしまう傾向にあります。

引き続き、設置済の防護柵の更新やかさ上げによる生活圏への有害鳥獣の侵入防止策を講じていただくとともに、駆除活動を推進する猟友会をはじめとする駆除組織との連携を強化し、更なる駆除体制の強化を図り、農作物被害の防止に努めていただくよう要望します。

3 新規参入の促進について

持続可能な農業振興には、次世代の担い手の育成は重要であるため、若手就農者や新規就農者、後継者育成を目的に研修生の受入れを行う農家や親元就農者等に対して市単独の制度の構築及び支援を講じてください。

また、新規就農者が営農に困ることのないよう農業経営の安定や農業技術向上のための相談支援に加え、新規就農者を地域で支えていく体制づくりに向けた話し合いを推進し、新規就農者が少しでも定着しやすい環境を整えていただくよう要望します。

また、令和5年4月の法改正で、農地権利取得要件の一つであった下限面積要件が撤廃されたことにより、経営規模の大小にかかわらず、農地の取得ができるようになったことで、意欲をもった新規参入者を地域内外から取り込むことが可

能となりました。これにより、新規就農者や半農半Xなど新たな就農者の確保を推進し、地域の農業を活性化させ、持続可能な農業の発展につなげてください。一方、下限面積要件の撤廃は、営農を目的としない農地以外の転用を目的とする農地取得が懸念されることから、営農目的外の取得抑制に対する対応策の構築をお願いします。

4 その他様々な支援について

現在、全国の法人経営体数は3万2千経営体と増加傾向ではありますが、家族で農業を営む個人経営体は103万7千経営体で減少傾向にあります。

本市においても同様の状況で、施設園芸などを中心に家族で行う個人経営農業が営農の中心となっています。本市の農業経営を持続させ、発展させるためには家族農業を守っていくことが重要であり、今後も引き続き後継者支援や円滑な事業継承など家族農業を支援する取り組みの実現を講じていただくよう要望します。併せて各団体と連携し、とよかわブランドに位置づけられた「とよかわバラ」や「とよかわおおば」、「とよかわトマト」など、地域の魅力ある資源をより多くの方に情報発信するとともに、本市の農産物の磨き上げによる販路の拡大で、更なる農業経営を発展させる取り組みを講じてください。

また、地域計画が法定化されたことにより、農地利用関係の調整に取り組む農業委員会への期待の高まりから業務負担は更に増大することが懸念されるため、関係機関との体制づくりの強化についても講じていただくよう要望します。

今後も、ウクライナ情勢や円安等複数の要因による肥料価格や農業資材価格の高騰、気候変動による食糧危機、マイクロプラスチック問題など、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組んでいただき、持続可能な農業振興の推進を期待しています。